

資料：処理基準（収集・運搬等）

■産業廃棄物処理の処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第6条）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

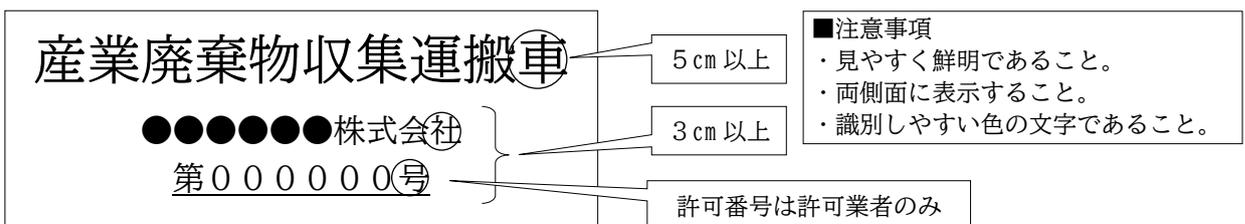
2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

3 運搬車両等への表示義務及び書面備付義務

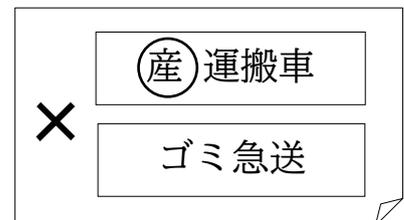
- (1) 収集運搬時には、運搬車両等に氏名又は名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、必要な書面等を備え付けておくこと。

（運搬車両への表示例）



（注意事項）

- ・ 特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。
- ・ マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。
- ・ 左右で表示位置が違って、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。
- ・ 原則、印刷された文字とします。
- ・ 産業廃棄物を運んでいることや正式な名称が一見して分からない略称や屋号は使用できません。
- ・ 表示が隠れていると違反になります。



（収集運搬時に備え付けておくべき書面等）

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
次の内容を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先	1 許可証の写し 2 紙マニフェストを使用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを使用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ （内容を直ちに表示できること。 （インターネット通信による方法でも可）） ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所である旨を表示すること。
- (2) 積替え場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 積替え場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

6 保管場所における措置

- (1) 産業廃棄物保管基準 1～3 に掲げる措置を講ずること。

- 1 飛散、流出等の防止措置
- 2 囲いの設置及び構造等
- 3 積上げ高さ制限

- (2) 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも 60cm 以上の掲示板を設置すること。

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨
- ② 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。）
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限は図表 17 参照）
- ⑤ 保管上限（次項で算出される保管可能量）

7 保管上限

- (1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量（複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量）を前月の総日数で除して得られる数量とする。

（前月の総搬出量÷前月の総日数）×7日分＝保管上限（保管可能量）

例： 4月（総日数 30日）の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m³

$(1,500 \text{ m}^3 \div 30 \text{ 日}) \times 7 \text{ 日分} = 350 \text{ m}^3$

- (2) 適用除外

- ・船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき
- ・使用済自動車等を保管する場合

■特別管理産業廃棄物処理の処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第6条の5）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬には、運搬用パイプラインを使用しないこと。（ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集運搬する場合を除く。）
- (4) 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物及び廃水銀等の収集運搬には、次に掲

げる構造を有する運搬容器を使用すること。

- ① 密閉できるなど、PCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ② 収納しやすいこと。
- ③ 損傷しにくいこと。

2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬すること。(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。)

3 運搬車両等への表示義務及び書面携帯義務

- (1) 収集運搬時には、運搬車両等に氏名、名称及び許可番号(下6桁)等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、必要な書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物保管基準の1～2に掲げる措置(飛散、流出等の防止措置、種類別の措置)を講ずること。
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所である旨
 - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
※ 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。

6 保管場所における措置

- (1) 特別管理産業廃棄物保管基準の1～4に掲げる措置(飛散、流出等の防止措置、種類別の措置、囲いの設置及び構造等、積上げ高さ制限)
- (2) 掲示板の設置を講ずること。
周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも60cm以上の掲示板を設置すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限は産業廃棄物保管基準を参照)
 - ⑤ 保管上限(保管可能量)

7 保管上限

- (1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限
1日当たりの平均搬出量×7日分(計算方法は産業廃棄物処理基準(収集・運搬、運搬後の保管)を参照)
- (2) 適用除外
船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき